

# 令和3年 第10回 真庭市農業委員会総会 議事録

## 1. 開催日時 令和3年10月13日(水)

午前10時00分から午前10時55分

## 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

## 3. 出席委員(40人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平

10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長銚忠明

14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 23番 沼本通明 24番 市本裕司

25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利 29番 渡邊次男

30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修 33番 三村訓弘

34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 37番 池田和道 38番 各務和裕

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

## 4. 欠席委員(6人)

農業委員 9番 武村一夫

推進委員 22番 小林和夫 28番 太安隆文 36番 池田琢璽 39番 東郷朝夫

43番 入澤靖昭

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第54号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議  
について

日程第6 議案第55号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に  
ついて

日程第7 報告第22号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第8 報告第23号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出に  
ついて

日程第9 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕  
加藤真弓

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 改めまして、皆さんおはようございます。  
ただいまから令和3年10月総会を開会いたします。  
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

久しぶりに晴れた、少し降りましたが、秋を思わせるような天気が続いております。稲のほうもかなり中手種のほうも収穫が進んだんじゃないかというふうに思います。昨日は作況指数が出ましたが、この中国部は97ということで7月、8月が晴れが続いたということでございます。今後また少しは上がるかもしれませんが、米余りの状況ということです。今国会のほうでも代表者質問も行われておりますけど、その中でもいろいろ米をどうか政府のほうで考えてほしいということも出ておりました。今後しっかりと対応をしていただきたいというふうに思います。それから、今日は後でDVDを見るわけですけど、最適化のことについていろいろ勉強していただければということになります。県のほうの農業会議のほうの研修会も毎年行われておりましたが、今年はどうするのかということいろいろ考えておりましたが、先月末の会議で今年はやるということで意見が一致しました。国の農水省のほうからもかなり厳しいといいますが、農業委員、最適化委員に対しまして、しっかりと結果を出せということだろうというふうに思います。数字で表すということかもしれませんが、我々にとっては非常に厳しいことだろうというふうに思います。とにかく活動記録のほうを出してほしいということで、ささいなことでもいいですから、皆さんにあれを書いていただいて残していただきたいというふうに思います。

12月14日は岡山で行われますけど、できるだけ多くの人に出席していただきまして折々にといいますか、午前午後に分かれますけど、何とか農業委員会の役割とこのをしっかりと示したいということで思っておりますので参加のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、10月の総会を始めます。よろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名で、9番委員よりその旨通告がありました。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で定足数に達しておりますので、10月総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程 1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 3 5 条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。  
＜「異議なし」の声＞
- 議 長 それでは、議事録署名委員は、1 3 番委員、1 4 番委員を指名いたします。  
日程 2、議案第 5 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号 1 について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議 長 はい、事務局。
- 事務局主事 議案第 5 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について。  
1 ページをお開きください。  
本日審議していただく案件は 6 件でございます。農地法第 3 条第 2 項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
番号 1 でございますが、北房の譲渡人が、農業廃止により、同じく北房の譲受人に、申請農地、田 1 筆 6 1 6 m<sup>2</sup>を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 2 番委員さんから説明をお願いいたします。
- 1 2 番委員 議長。
- 議 長 はい、1 2 番委員。
- 1 2 番委員 1 2 番です。  
それでは、番号 1 につきまして現地調査の結果を報告させていただきたいと思えます。  
去る 1 0 月 9 日に調査を行いました。譲受人と譲渡人の関係でございますが、ご近所同士ということであります。譲渡人はこの申請地を耕作不便によりまして草刈り等の維持管理を行っておりましたけれども、今回譲受人と話がまとまりまして贈与によります所有権移転届をしたいということで申請が上がってきました。譲受人は現在水稻を中心に約 5 0 アールを耕作しておりまして、所有農機具も田植機からコンバインまで所有されておるようでございます。話を聞く限り、耕作意欲は十分であるというふうに思います。今後も耕作をしていただけるものと推測されます。そのほか特記事項等はありません。  
以上、ご審議よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2でございますが、24番推進委員さんが使用借人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたします。

それでは、退席をお願いいたします。

それでは、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の使用貸人が、労力不足により、同じく落合の使用借人に、申請農地、畑2筆6,583㎡のうち6582.4㎡を、3年間の解除条件付使用貸借契約によります使用貸借権の設定の申請でございます。こちらは平成28年3月に設定した営農型太陽光の更新になります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、担当推進委員さんが欠席しておられますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 担当の28番推進委員より調査書を預かっておりますので代読をさせていただきます。

去る10月4日、使用貸人と現地確認を行いました。権利設定する事由の詳細ですが、本案件は使用貸人が営農型太陽光発電を設置し、使用借人が発電パネルの下でミョウガ、シイタケを栽培することで平成28年3月に許可を受けており、営農型太陽光の制度上、3年ごとに更新が必要なことから、今回申請の更新を行うものです。使用借人の耕作状況等ですが、使用借人は農林業の会社を経営しており、常時1名の労働力を確保しています。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、ここで番号2の質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号、番号2を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、番号2は、原案のとおり可決されました。

ここで議事参与の制限により退室しておりました24番推進委員の入室を許可いた

します。

それでは、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆41㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号3について説明します。

譲受人のすぐ近所にあります農地を譲渡人が売買するものでありまして、以前より譲受人はこの農地を菜園として栽培して管理しておりました。それに譲受人も同意いたしまして、このほど話がまとまったものでございます。譲受人も独り暮らしでございますが、休日には市外の息子さんや弟さんが熱心に農作業をされておりますので、今後農地の管理は問題ないと思われま。

以上、何ら問題ありませんのでよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、勝山の譲渡人が、相手方の要望により、同じく勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆75㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

3条の議案番号4について説明いたします。

去る10月3日に譲受人立会いの下、現地確認をいたしました。この申請地ではありますが、譲受人の自宅のすぐ裏に位置し、譲受人が管理している身内の墓地の隣にあることから、そこの農地は長年耕作もしておらず、ちょっと荒れて誰も管理しないので譲受人が長年草刈り等の管理をしていました。それで、近隣の譲渡人から売買の話があり、まとめ、申請するものであります。譲受人の耕作状況であります。4人家族で夫婦と子供夫婦の同居で40アール程度の水田を作付しており、今年の春より奥さんも退職に伴い畑も全て作付ができておるようです。農機具等もトラクター、管理機、草刈り機等はもう保有しており、息子さんも休みには手伝いをしていよう。何ら問題はないと思われま。ご審議方よろしくお願

たします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、美甘の譲渡人が、農業廃止により、同じく美甘の譲受人に、申請農地、田1筆945㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いいたします。

37番推進委員 議長。

議 長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番でございます。

番号5の案件について説明させていただきます。

10月6日に自宅に行きまして、それぞれの聞き取り調査を行ってきました。この案件は売買によります所有権の移転でございます。譲渡人は女性1人で生計をしております。農業廃止によりまして農地を手放したいと隣接している譲受人等に相談いたしておりましたが、このたび売買が成立いたしました。譲受人は4人家族で農業兼建設業を営んでおりますが、この農地は自宅のすぐそばでありまして10mほど離れておりますが、取得をいたしました後には家庭菜園を中心といたしましてスイートコーン、サツマイモ等を栽培するよう計画しておると聞いております。管理に必要な機械等は整備されておまして、何も問題ないと思われまますので審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、川上の譲渡人が、相手方の要望により、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆3,501㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議 長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

番号6について説明いたします。

譲受人と譲渡人は近隣同士であり、権利移転する農地は荒廃しており、譲受人が牧草地として利用したいとのことから話がまとまったものであります。譲受人は繁殖和牛を20頭飼育しており、近隣の農地を借りて牧草を作付しております。当該農地も牧草地として利用するとのこととあります。農作業目的の売買であり、何ら問題ないと思われまますので審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。  
これより番号1、番号3から番号6の質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はありませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第51号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、  
番号1、番号3から番号6は、原案のとおり可決されました。

1番委員 すみません。

議 長 はい。

1番委員 問題があるわけではないんですけども、No.2なんですけども、営農型の太陽光って  
いうのはまだ始めてそんなにならないと思うし、興味はあるんですけども、どん  
な現状なのか。これは最新になるでしょう。だから、できたら今日は忙しいので時  
間を取ってまた教えていただけたら、みんなの参考にもなるんじゃないかなと思っ  
て提案します。

議 長 分かりました。それでは、また事務局のほうと話をしてやります。  
それでは、日程3、議案第52号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議に  
ついてを議題といたします。  
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第52号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議し  
ていただく案件は2件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、会社を経営していますが、同じ敷地内に自宅と事務所が隣接し  
て建てられているため、庭がありません。また、自宅のすぐ横が農地であることか  
ら庭木等を植栽したいため、自宅に隣接する申請地、田1筆97㎡を、住宅用地と  
して転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費  
用は、          円。費用の内訳として、自己資金          円。添付書類は、平面  
図、断面図、被害防除計画書が提出されています。申請地周辺に影響を受ける農地  
はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

番号1につきまして、去る3年10月4日に申請人立会いの下で現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、申請人は宅地の境いっばいに家を立てているため、工場もあるんで境いっばいに建っています。犬走りもなく、また隣の工場拡張のため、植木が支障になるため、それを移転する場所もなく、今回ここで宅地を拡張し、犬走りと植木の植栽をするものです。申請地の位置ですが、[REDACTED]、[REDACTED]のガソリンスタンドより東へ400mほど入った[REDACTED]の外れに位置します。周囲の状況ですが、東が田、西が宅地、南が工場、北が田。周辺農地への影響ですが、東と北に田がありますが全て自分の田であり、現在休耕しています。このため、日照、通風などの影響はないと思われま。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きます、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人（落合）は、平成28年4月に申請地、畑2筆合計6,583㎡のうち1,145㎡に、営農型太陽光発電設備を設置し、支柱部分0.6㎡について、平成31年4月1日から令和3年10月15日までの期間で一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備の下部でシイタケやミョウガなどの作物の栽培をしております。このたび、一時転用期間が満了となりますが、今後も引き続き農地の有効活用を図るため、一時転用期間の更新を申請するものです。設備の概要につきましては、平成28年度の申請時から変更はございません。農地区分は、1種農地です。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、担当推進委員が欠席されておりますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 推進委員より調査書を出されておりますので、代読をさせていただきます。

10月4日に申請人と現地確認を行いました。本案件は、申請人の労力不足のため、平成28年3月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しています。本設備の設置は一時転用であるため、許可期限が迫っていることから再度許可申請を行うものです。申請地の位置ですが、[REDACTED]、[REDACTED]より南西へ約500mの山の中に入ったところ。周囲の状況ですが、東が山林、西も山林、南はソバ畑、北が市道となっております。周辺農地への影響は、山林と申請人のソバ畑であり、影響はありません。その他の指摘事項も特にありません。



以上でございます。

議 長 以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。  
これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手でお願いいたします。  
質疑はございませんか。

7番委員 議長。

議 長 はい、どうぞ。

7番委員 番号2の太陽光の案件ですけれども、面積がこれは0.2と0.4。いや、それで太陽光火力が275枚とか572枚設置できるんですね。

事務局次長 これは支柱が農地を占用している面積です、支柱の。

7番委員 ああ、支柱の部分が農地使用と。

事務局次長 そうです。ですから、それ以外のところでは農業を展開されていると。

7番委員 ああ、そういう意味。

事務局次長 そういう意味でございます。

7番委員 分かりました。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第53号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第53号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

3ページ目をお開きください。

番号1でございます。

本案件は、令和3年8月10日付真農委指令第508号で農地法第5条第1項の規定による事業計画変更を許可した賃借人（市内法人）が、市内医療法人の行う職員駐車場整備工事を受注したことから、申請地を借り受け、工事用仮設道路として一

時使用していた農地で、令和3年8月31日に請け負っていた工事が完了しております。申請人、譲受人（市内医療法人）は、完成した職員駐車場への進入用道路として使用するため、田1筆645㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、「住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

去る9月6日に病院の事務局長の立会いの下で詳細についてお聞ひいたしました。転用しようとする事柄の詳細についてですが、現在の駐車場は病院の正面にあります。転用しようとする事柄の詳細についてですが、現在の駐車場は病院の正面にありますが、それでは手狭なので、職員駐車場またはお客様駐車場用として話がまとまり、申請するものです。申請地の位置については、病院の西側に面しております。周辺の状況ですが、東が駐車場、西が田んぼ、南側が店舗、薬屋が入っとなですけど、北側が市道となっております。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接した農地がありますが、日照、通風等に支障を与えることはないと思われま。地域の水利組合には同意を得ております。その他指摘事項は特にありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、塗装業を営んでいますが、使用している倉庫が手狭になったため、申請地、田1筆421㎡と畑1筆24㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、事務所兼倉庫、排水管を埋設するため、転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

5条の番号2についてご説明いたします。

9月30日に譲渡人立会いの下、お話をさせていただきました。転用しようとする事柄の詳細ですが、譲受人は事務所、倉庫を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、申請するものです。申請地の位置について等ですが、[REDACTED]に市道がありますが、そこから約30m入ったところに面した位置にあります。周辺の状況ですが、東が家、西が田んぼ、南が畑、北が市道となっております。周辺農地への影響ですが、隣接地に農地がありますが、日照、通風に支障を来すことはないと思われまます。また、水利組合にも同意を得ております。その他指摘事項は特にありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、不動産業を営んでおり、このたび周辺の宅地化が進んでいることから、申請地、田1筆982㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、分譲宅地4区画及び進入用道路を整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]円。資金の内訳として、自己資金[REDACTED]円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号3について報告します。

番号3につきましては、去る10月4日に譲受人の法人代表取締役立会いの下に現地確認を行いました。譲渡人は電話で確認をしております。転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人はここ数年、高齢化したのと本業が忙しいために水稻の作付を行っておらず、草刈り等水田の維持に苦慮していたため、不動産業者へ売買の話を持ちかけ、このたび話がまとまったものです。申請地の位置等につきましては、[REDACTED]から南に約100mのところの位置しており、宅地化が進んでいる地域です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側も宅地となってお

り、周囲への影響はないものと思われます。また、その他指摘事項もないので審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、賃借人（市外法人）は、総合建設業を営んでおり、このたびは■■■■の盛土補強工事に伴い、申請地、田1筆961㎡を、賃貸人（市外）から借り受け、工事現場までの工事用道路、駐車場、資材置場に使用するため、一時転用申請するものです。一時転用期間は、許可後から令和5年1月7日となっております。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、「申請に係る農地を仮設耕作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること」に該当すると思われます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応するとのことですので。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 2番委員です。

議案番号4番についてご説明いたします。

本件につきましては、去る10月1日に賃借人の担当者と賃貸人の母親の立会いの下、現地確認及び聞き取り調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、■■■■自動車道特定更新等盛土補強工事に係る工事用道路、駐車場、資材置場など、工業施設用地として現在の休耕地を令和5年1月7日まで一時転用し、工事完成後に農地に復元するものです。申請地の位置等ですが、■■■■から約2km南東寄りで、■■■■沿いに位置いたします。周囲の状況ですが、東が山林、西が宅地、南が用悪水路、北が公衆用道路。周辺農地への影響ですが、公衆用道路を挟んで農地はありますが、資材置場、駐車場等に活用するため、日照、通風に何ら問題ないと思われます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第54号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第54号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

本案件は、申請人、賃借人（市外法人）は、令和2年8月7日付真農委指令第508号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由ではありますが、賃借人（市外法人）は、[ ]の[ ]（ほか1橋の上部工の工事を受注したことから、申請地を借り受け、令和2年7月10日から令和3年10月31日までの期間を、作業員の詰所、資材置場、駐車場等として一時転用する予定でした。しかし、仮設道路の復旧工事及び高速道路への立入り防止柵設置工事が追加されたため、一時転用期間を令和4年3月31日まで変更申請するものです。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしく願

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんが欠席のため、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。

本日は22番推進委員の方が欠席されておりますので、私のほうで代わって代読いたします。

10月4日に現地調査を行われているようでございます。本案件は、[ ]

に伴う工事で、事務所としまして一時転用をされていたものですが、その工期が現在進行中でございますけれども、仮設道路の復旧工事等を新たに受注したということで、その工期が延長するものでございます。したがって、10月31日から令和4年3月31日まで一時転用を延長いたします。その許可の申請でございます。他の条件につきましては、一切以前と変わりありませんので省略をさせていただきます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第55号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第55号について、6ページをお開きください。

議案第55号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和3年10月13日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全30筆でございます。

なお、8ページ、番号8101-1番につきましては、令和2年度利用状況調査で低利用農地と判断した農地の貸し借りとなっております。貸し借りに至った経緯ですが、前借人が離農により利用権設定を解約し、新たな借手を見つけていたところ、話がまとまり、申請に至ったものです。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。  
それでは、これより質疑に入ります。  
質問のある方は挙手をお願いいたします。  
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第55号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第55号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程7、報告第22号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程8、報告第23号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程9、報告第24号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 9ページをお開きください。

報告第22号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第23号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第24号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第22号、報告第23号、報告第24号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。  
これらにつきましては報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。  
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。  
皆様方のほうから何かございませんか、よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 それでは、何もありませんので、これをもちまして10月総会を閉会したいと思います。  
次回11月総会は11月10日水曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時55分 閉会)